

議 案 第 72 号

松戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年2月23日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

第5期介護保険事業計画の策定に伴い、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料段階の設定を行うとともに、介護保険の財政の安定及び均衡の観点から第1号被保険者の保険料率を引き上げるため。

松戸市介護保険条例の一部を改正する条例

松戸市介護保険条例（平成12年松戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号及び第2号中「22,080円」を「26,760円」に改め、同条第3号中「33,120円」を「40,200円」に改め、同条第4号中「46,080円」を「55,920円」に改め、同条第5号中「51,600円」を「62,520円」に改め、同号イ中「又は第9号イ」を「、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同条第6号中「57,600円」を「69,840円」に改め、同号イ中「又は第9号イ」を「、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同条第7号中「69,120円」を「83,880円」に改め、同号ア中「3,500,000円」を「3,000,000円」に改め、同号イ中「又は第9号イ」を「、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同条第8号中「75,960円」を「89,400円」に改め、同号ア中「5,000,000円」を「4,000,000円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同条第9号中「82,920円」を「95,040円」に改め、同号ア中「8,000,000円」を「5,000,000円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」を加え、同条第10号中「92,160円」を「134,160円」に改め、同号を同条第15号とし、同条第9号の次に次の5号を加える。

(10) 次のいずれかに該当する者 106,200円

ア 合計所得金額が6,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第

39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 111,840円

ア 合計所得金額が7,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 117,360円

ア 合計所得金額が8,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 123,000円

ア 合計所得金額が9,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 128,520円

ア 合計所得金額が10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第

39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

附則中第11項を第13項とし、第8項から第10項までを2項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の見出し及び2項を加える。

(平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例)

8 令附則第16条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、第7条第3号の規定にかかわらず、37,920円とする。

9 令附則第17条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、第7条第4号の規定にかかわらず、50,280円とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の松戸市介護保険条例第7条の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。